

## 伊賀市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

### 【見直しの主旨】

「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しについては、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間見直しのための考え方（作業の手引き【改訂版】」（平成29年6月29日内閣府事務連絡）（以下「内閣府手引き」という）に基づく見直しとします。

### 《内閣府手引きによる見直し概要》

#### ■ 幼児期の学校教育・保育

原則として見直しが必要となるケース

- ① 平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、事業計画に定める量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合。  
(実績値/量の見込み $\leq$ 90%、 $110 \leq$ 実績値/量の見込みとなる場合)
- ② 平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行なわなければ、待機児童の発生が見込まれる場合。
- ③ 事業計画において、年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行なった年度がある場合  
\*上記には該当しない場合であっても、各市町村の判断により、見直しを行なうことは差し支えない。

#### ■ 地域子ども・子育て支援事業

- ① 平成27年度から2年間の事業実施状況や利用実績、また今後の量の見込みを変動させる要因の動向を踏まえ、見直す必要がある場合。

### 【見直し期間】

平成30年度・31年度

### 【見直しの範囲】

計画第4章

2. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期（計画P61～66）
3. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期（計画P67～79）